選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

まんのう町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行まんのう町 選挙

候補者氏名(※戸籍名)

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

割めの	住所					
契約の 相手方	氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者氏名					
契約	運送契約期間		契約年月日	年	月	日
内容	運送契約金額	円	備考			

2 1に掲げる場合以外の場合

	. , , , , , ,	物ログパツ物ロ					
ń	契約の 相手方	住所					
自動車の供		氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者氏名					
借入れ	契約	借入期間		契約年月日	年	月	日
40	内容	契約金額	円	備考			
		住所					
運転手の雇用	契約の 相手方	氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者氏名					
雇用	契約	雇用期間		契約年月日	年	月	日
	内容	契約金額	円	備考			
	±11.64 m	住所					
燃料代	契約の 相手方	氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者氏名					
代	契約 内容	自動車登録番号又 は車両番号		契約年月日	年	月	日
		契約金額	円	備考			

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

まんのう町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行まんのう町 選挙 候補者氏名(※戸籍名)

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約の	住所					
相手方	氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者氏名					
契約 内容	作成契約枚数	円	契約年月日	年	月	日
	作成契約金額	枚	備考			
契約の	住所					
契約の相手方	- 1: -: 1: 4: - : 1: 1					
	氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者氏名					
契約	法人にあっては	円	契約年月日	年	月	日

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

まんのう町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行まんのう町 選挙 候補者氏名(※戸籍名)

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約の	住所					
相手方	氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者氏名					
契約内容	作成契約枚数	円	契約年月日	年	月	目
	作成契約金額	枚	備考			
契約の						
契約の	住所					
契約の 相手方	住所 氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者氏名					
	氏名又は名称及び 法人にあっては	円	契約年月日	年	月	日

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

選举運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

まんのう町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行まんのう町 選挙 候補者氏名(※戸籍名)

次の選挙運動用自動車燃料代につき、まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1	契約年月	日	年	月	目
2	2 契約の 相手方	(1) 住所			
		(2) 氏名又は名称			
		(3) 法人にあっては代表者氏名			
3	燃料の供	給を受ける選挙運動用自動車の			
	自動車登	録番号又は車両番号			
4	確認申請	金額			円

区分	購入金額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備考		

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者からまんのう町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

まんのう町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行まんのう町 選挙 候補者氏名(※戸籍名)

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1	契約年月日			年	月	日
2	2 契約の	(1)	住所			
	相手方	(2)	氏名又は名称			
		(3)	法人にあっては代表者氏名			
3	確認申請	枚数				枚

区分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者からまんのう町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

まんのう町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行まんのう町 選挙 候補者氏名(※戸籍名)

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1	契約年月日			年	月	日
2	契約の	(1)	住所			
	相手方	(2)	氏名又は名称			
		(3)	法人にあっては代表者氏名			
3	確認申請	枚数				枚

区分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者からまんのう町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

年 月 日

年 月 日執行 まんのう町 選挙 候補者氏名(※戸籍名)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1		设乗用旅 運送契約		車運送事業者と 場合	左に掲げる場合以 外の場合	
運送事業者等の氏名又は名 びに法人にあってはその代							
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	. 運	送等华	年月日		運送等金	額	備考
	至	丰	月	П		円	
	É	F	月	日		円	
	£	F	月	日		円	
	£	F	月	日		円	
	£	F	月	日		円	
/出土.							

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等がまんのう町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、まんのう町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

円

- (2) (1)以外の場合
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用 自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指 定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、まんのう町に支払を請求することはできません。
- 8 候補者氏名は、候補者本人の署名その他の措置により記入してください。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

年 月 日

年 月 日執行 まんのう町 選挙 候補者氏名(※戸籍名)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名)

Z L								
燃料	燃料供給年月日 選挙追 自動車			選挙運	供給を受けた 動用自動車の 「登録番号又は 号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年	Ē	月	日			Q	円	
年	Ē.	月	日			e	円	
年	Ξ	月	日			e	円	
年	<u>=</u>	月	日			e	円	
年	Ξ	月	日			Q	円	

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙 運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給 金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者がまんのう町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、まんのう町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 7 候補者氏名は、候補者本人の署名その他の措置により記入してください。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

年 月 日

年 月 日執行 まんのう町 選挙 候補者氏名(※戸籍名)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所			住所			
			氏名			
雇用年月日			報酬の額	備 考		
年	月	田	円			
年	月	田	円			
年	月	П	円			
年	月	日	円			
年	月	日	円			

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手がまんのう町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、まんのう町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて 円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補 者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、まんのう町に支払を請求することはできません。
- 7 候補者氏名は、候補者本人の署名その他の措置により記入してください。

選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行 まんのう町 選挙 候補者氏名(※戸籍名)

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあってはその代表者の氏名					
作	成	枚	数	枚	女
作	成	金	額	F	7
備			考		

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください
- 2 ビラ作成業者がまんのう町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、まんのう町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - (1) 町長 枚数
- 枚、町議会議員 枚数

枚

(2) 限度額

- (単価)×(1)の枚数=限度額
- 5 候補者氏名は、候補者本人の署名その他の措置により記入してください。

選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

年 月 日執行 まんのう町 選挙 候補者氏名(※戸籍名)

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者がまんのう町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、まんのう町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数
 - (2) 限度額 にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)×(1)の枚数 限度額
- 5 候補者氏名は、候補者本人の署名その他の措置により記入してください。

請 求 書 (選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

まんのう町長 様

住所(所在地) 氏名(名称)

印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1	請求金額			P					
2	内訳		別刹	別紙請求内訳書のとおり					
3	選挙名		年 月 日執行 まんのう町				建 举		
4	候補者の氏	名(※戸籍名)							
		金融機関名			本・支店名			本店 支店	
_	世は 仕	口座種別		普通・当座・貯蓄	口座番号				
5	振込先	フリガナ							
		口座名義							

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、まんのう町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、 自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年	月日		運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
=	•				円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)その2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年	使用年月日		運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
計	•				円	

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年	月日		燃料の供給を 受けた選挙運 動用自動車登録 号又は 車両 番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年	月	日		円			
年	月	目		円			
年	月	日		円			
年	月	目		円			
年	月	日		円			
年	月	日		円			
年	月	日		円			
計	-			円	円	円	

- 1 「基準限度額(イ)」の「計」には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、「販売金額(ア)」の欄の「計」と「基準限度額(イ)」の欄の「計」とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙連動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄及び「販売金額(ア)」 の欄は、燃料の販売年月日ごとに記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年	月日		報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
年	月	日	円	円	円	
計					円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書

(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

まんのう町長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

			T				
1	請求金額					円	
2	選挙名		年 月	日執行 まんのう町 選挙			
3	候補者の氏	名(※戸籍名)					
		金融機関名		本・支店名			本店 支店
4	振込先	口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号			
4	饭处尤	フリガナ					
		口座名義					

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、まんのう町に支払を請求することはできません。

請求内訳

	作成金額	額	1	基準限度額	-	請求金額	備考
単価	A	円	С	円	Е	円	
枚数	В	枚	D	枚	F	枚	
金額(単価×枚数)		円		円		円	

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書

(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

まんのう町長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

. — :			, 9				
1	請求金額					円	
2	選挙名		年 月	日執行 まんのう町		選挙	
3	候補者の氏	名(※戸籍名)					
		金融機関名		本・支店名			本店 支店
4	おけれ	口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号			
4	振込先	フリガナ					
		口座名義					

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、まんのう町に支払を請求することはできません。

請求内訳 【選挙区におけるポスター掲示場数: 】

	作成会	金額		基準限度額		請求金額	備考
単価	A	円	С	円	Е	円	
枚数	В	枚	D	枚	F	枚	
金額(単価×枚数)		円		円		円	

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場 数を記載してください。
- 2 D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。